

<これまでの議論と関連する動き>

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

学芸員の養成段階の在り方については、以下を提言。

- 大学と博物館が協働して学芸員を養成する体制づくりが必要。
- 大学における「博物館に関する科目」は、経営・教育・コミュニケーション能力の育成を重視して見直し、科目を修得した者は「学芸員基礎資格（仮称）」を付与。
- 博物館での一定期間の実務経験を学芸員資格の要件に位置付け。
- 新しい養成段階として大学院レベルの専門課程も今後検討。

2008年6月 博物館法改正（同日施行）

- ➡ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員等の研修を行うよう努めることを追加
- ➡ 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるように

2009年2月 「学芸員養成の充実方策について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議 第2次報告書）

- 大学において修得すべき「博物館に関する科目」の見直し（単位を12単位から19単位に拡充）
※ 大学における学芸員養成教育は、学芸員として必要最低限の専門的な知識・技術を身に付けるための入口として位置づけるべきという観点から、拡充する内容を精選
- 試験認定及び無試験認定による資格取得の方法の見直し
- 博物館実習について、大学及び博物館双方の指針となるガイドラインを策定し、内容の改善を促す

2009年4月 博物館法施行規則の改正（2012年4月施行）

- ➡ 「博物館に関する科目の単位」を9科目19単位に拡充

2) 新たな養成段階の可能性～大学院における専門教育の必要性～

学芸員の資格要件の向上や大学院レベルの養成課程へのニーズは従前から中央教育審議会生涯学習分科会の議論や各種調査等で見られているところである。

実態では、全国の学芸系職員の32%は修士号以上を取得しており、修士課程の履修を経た後に学芸員という職業を選択する学生が増えてきている。

大学院における専門教育に関しては、諸外国では大学院と博物館の現場が連携協力し、博物館学と実務能力の修得を共にプログラムに含めた高度な養成課程の先進事例もみられる。

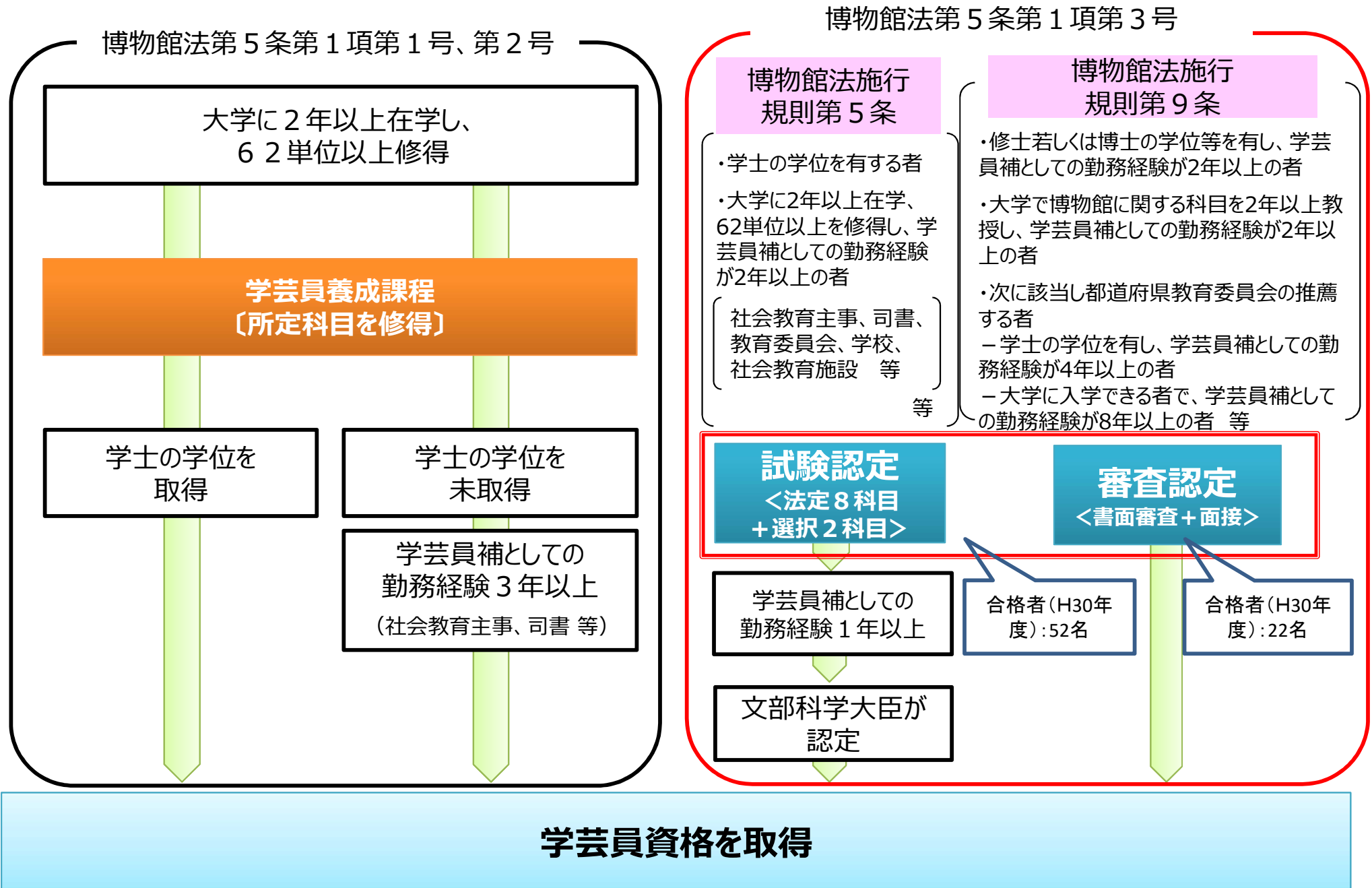
我が国でも、学芸員資格取得者等を対象にした応用演習をカリキュラムに含める大学院や、大学院生を対象に博物館で実務経験に参画できるインターン制度を開始している博物館も見られる。

今後、大学院に博物館学及び博物館資料等に関する専門的な科目を位置づけ、例えば大学院の各分野の研究成果を、収集・保存、展示、教育普及等の具体的な博物館活動として展開する知識・技術を身に付けられる養成教育を検討することが必要である。このため、専門分野の学修とのバランスを考慮し、教育内容等についての十分な検討とともに、各大学におけるカリキュラムの開発が求められる。その際、複数の大学院や博物館が連携して各々の教育資源を有機的に活用してカリキュラムを編成すること等も有効である。

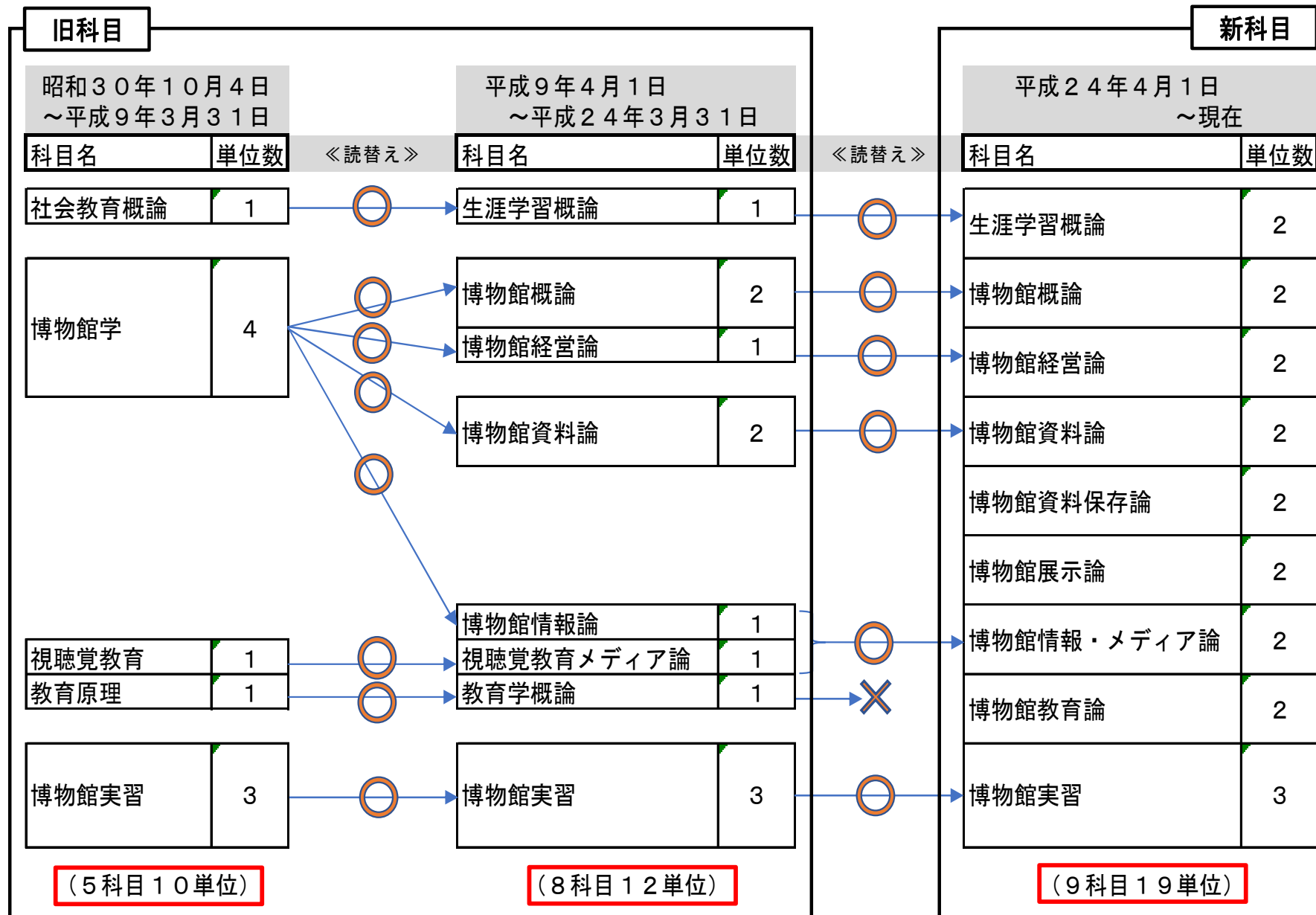
なお、大学院段階における学芸員資格付与制度の創設については、更に別紙1（「今後、早急に検討する必要がある事項について 2. 学芸員制度関係」）のとおり多くの検討事項があり、関係の大学や博物館の意見等を踏まえて更なる検討が求められ、十分な準備期間を設けて対応することが必要である。

学芸員制度の概要

● 指導者の養成（資格付与）



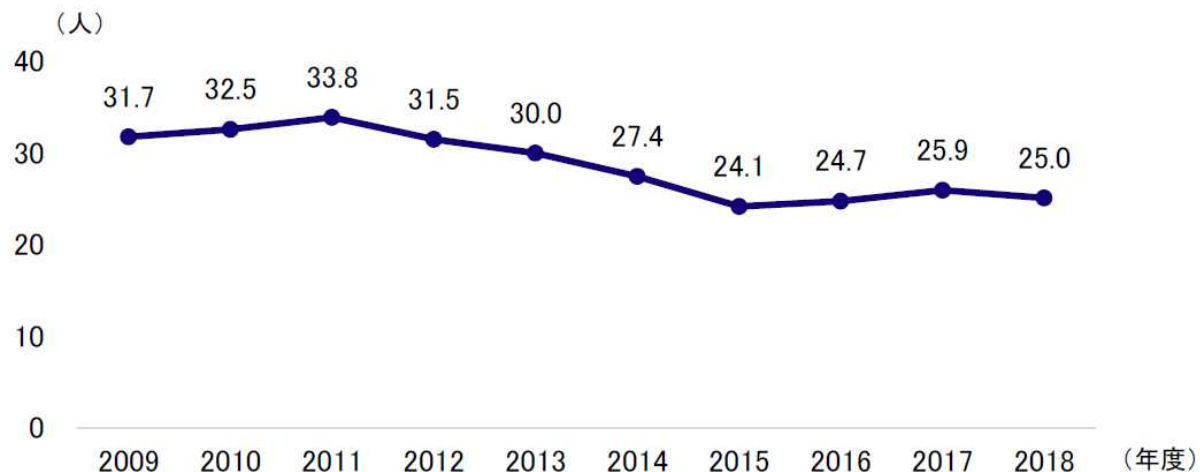
「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目の比較



学芸員の資格取得者と就職

1 大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35 学芸員資格取得者数平均値（Q15）（2009～2018 年度）



○直近10年（2009（H21）～2018（H30）年度）における1大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012（H24）年度まで30人超

○その後2015（H27）年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

1 大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数（2016～2018 年度）】



○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学1人に達しない

○同期間の1大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門

參考資料

博物館法における学芸員・職員に関する記載

条文の内容は読みやすいように適宜改めた。

【総論】

第1条 この法律は、社会教育法に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

第2条 この法律の「博物館」は、以下①②を満たすもの。

- ①歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて、これらの資料の調査研究をすることを目的とする機関
- ②このうち、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人（独立行政法人を除く。）が設置するもので登録を受けたもの

第3条 博物館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- ① 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する。
- ② 博物館資料を博物館外で展示する。
- ③ 一般公衆に、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行う。
- ④ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ⑤ 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行う。
- ⑥ 博物館資料に関する報告書等を作成、頒布する。
- ⑦ 博物館資料に関する講演会等を主催する。
- ⑧ 博物館の所在地又はその周辺にある文化財の解説書、目録を作成する等一般公衆の文化財の利用の便を図る。
- ⑨ 社会教育における学習成果を活用して行う教育活動を行う。
- ⑩ 他の博物館等と緊密に連絡・協力し、博物館資料の相互貸借等を行う。
- ⑪ 教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助する。

【職員に関すること】

第4条 博物館に、館長を置く。館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

博物館に、専門的職員として学芸員を置く。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他関連事業の専門的事項をつかさどる。

博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- ① 学士の学位を有する者で、博物館に関する科目19単位を修得したもの
- ② 大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得し、3年以上学芸員補の職にあったもの
- ③ 文部科学大臣が、前①②と同等以上の学力・経験を有すると認めたる者

【博物館の運営】

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置・運営上望ましい基準を定める。

第9条 博物館は、運営状況の評価を行い、その結果に基づき博物館の運営の改善に必要な措置に努める。

第9条の2 博物館は、運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努める。

【登録】

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）に登録を受ける。

第12条 都道府県の教育委員会は、登録の申請があった場合、審査する。

- ① 博物館資料があること。
- ② 学芸員その他の職員を有すること。
- ③ 建物及び土地があること。
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること。

【公立博物館】

第19条 公立博物館は、地方公共団体の教育委員会（又は地方公共団体の長）の所管に属する。

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に意見を述べる。

第23条 公立博物館は、入館料その他対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営にやむを得ない事情のある場合、必要な対価を徴収できる。

【私立博物館】

第27条 都道府県の教育委員会は、指導資料の作成・調査研究のため、私立博物館に必要な報告を求めることができる。都道府県の教育委員会は、私立博物館に、求めに応じて、専門的、技術的な指導・助言ができる。

第28条 国・地方公共団体は、私立博物館に、求めに応じて、必要な物資の確保につき援助ができる。

【博物館相当施設】

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、

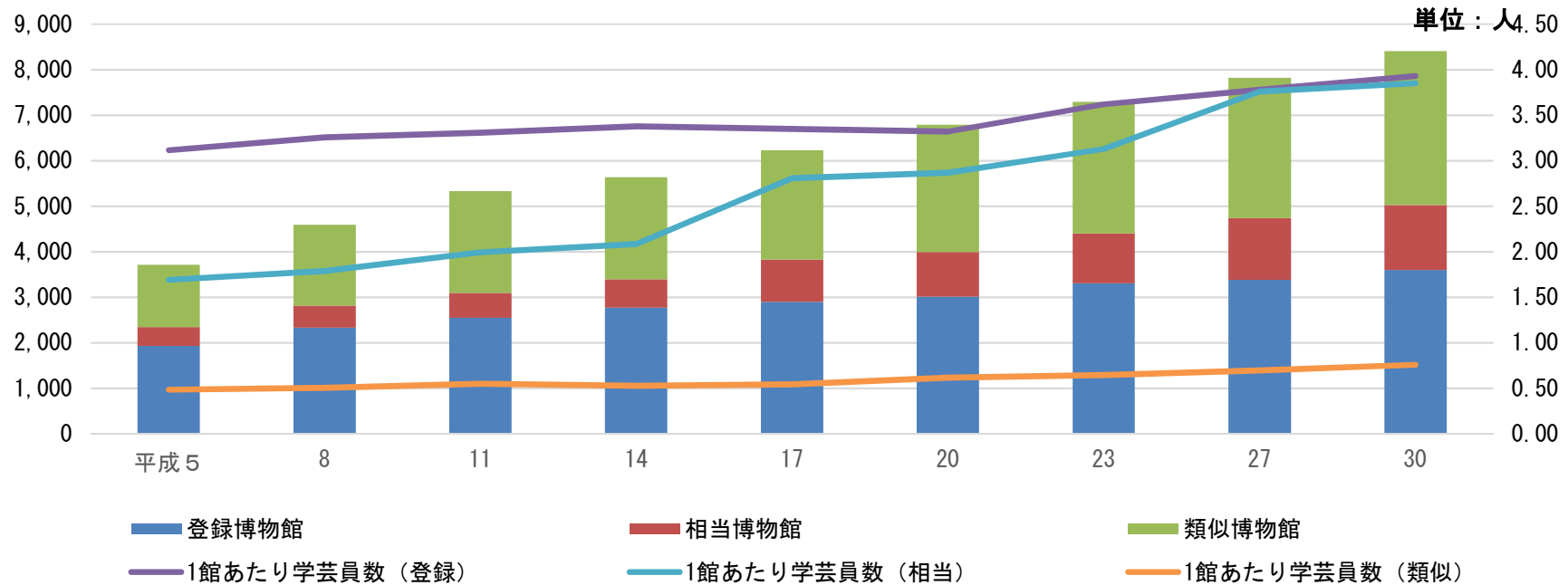
- ①国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、
- ②その他の施設は都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）が、博物館相当施設として指定したものについて、第27条第2項の規定を準用する。（→指定要件は①資料を整備している、②専用の施設及び設備を有する、③学芸員に相当する職員がいる、④一般公衆の利用のために施設・設備を公開する、⑤一年を通じて100日以上開館する）

学芸員制度改正の経緯

- 昭和26年12月 博物館法公布（昭和27年2月施行）
- 昭和30年 7月 博物館法の一部を改正する法律
- 「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止
- 昭和30年10月 博物館法施行規則の全部改正
- 大学における**学芸員養成課程科目の制定（5科目10単位）**
- 昭和48年11月 **公立博物館の設置及び運営に関する基準（以下「48基準」）**
- 平成 8年 8月 博物館法施行規則の改正（平成9年4月施行）
- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（8科目12単位）**
- 平成 8年 8月 博物館法第5条第2項の規定により**学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を指定する告示**
- 平成10年12月 **「48基準」における学芸員等の人数規定削除**
- 平成15年 6月 「48基準」の全部改正
- 平成18年 9月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議（以下「在り方検討会議」）設置。
- 平成19年 3月 「在り方検討会議」の中間まとめにおいて、新しい学芸員制度のイメージを答申。
- 平成19年 6月 「在り方検討会議」の報告において、学芸員養成の充実方策について答申。
- 平成20年 6月 博物館法改正（同日施行）
- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、**学芸員等の研修を行うよう努めることを追加**
 - 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、**学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるように**
- 平成21年 4月 博物館法施行規則の改正（平成24年4月施行）
- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（9科目19単位）**
- 平成23年12月 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成15年改正の基準の全部改正）
- 平成27年 4月 **学芸員補の職と同等以上の職の指定の一部改正の施行**
- 幼保連携型認定こども園において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職を追加

学芸員数の推移及び一館当たり人数

文部科学省社会教育調査報告書



区分	平成5	8	11	14	17	20	23	27	30
学芸員数									
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	3,593
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	1,432
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	3,378
1館あたり学芸員数									
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	3.93
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	3.85
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.53	0.54	0.62	0.65	0.70	0.76

博物館関係職員数の推移

表 2-9 職員数（全体／時系列比較）「Q 4-1-1、Q 4-2」

		平成9年		平成16年		平成20年		平成25年		令和元年		
		N=		N=		N=		N=		N=		
館長	常勤館長総数（無回答の館を除いた館についての人数）	1,756	1,056人	1,861	1,133人	2,131	1,285人	2,161	1,219人	2,242	1,377人	
	館長が常勤している館の割合（回答館全体に占める割合）	1,891	55.8%	2,030	55.8%	2,257	56.9%	2,258	54.0%	2,314	59.5%	
常勤職員	常勤職員がいる館の割合	1,654	92.6%	1,997	86.9%	2,089	82.0%	2,161	83.4%	2,120	89.1%	
	常勤職員総数（館長を除く）		13,178人		13,592人		13,784人		13,665人		13,493人	
	内訳	副館長		531人		571人		607人		578人		600人
		学芸系職員	1,654	4,494人	1,997	4,591人	2,089	4,914人	2,161	4,634人	2,120	5,254人
		事務・管理系職員		4,936人		5,208人		4,703人		3,624人		4,965人
		学芸・事務管理系職員		3,216人		3,222人		3,560人		4,829人		2,674人
	1館当たりの常勤職員数（館長を除く／平均）		7.97人		6.80人		6.60人		6.32人		6.36人	
	内訳	副館長	1,654	0.32人	1,997	0.29人	2,089	0.29人	2,161	0.27人	2,120	0.28人
		学芸系職員		2.72人		2.30人		2.35人		2.14人		2.48人
		事務・管理系職員		2.98人		2.61人		2.25人		1.68人		2.34人
学芸・事務管理系職員			1.94人		1.61人		1.70人		2.23人		1.26人	
非常勤職員	非常勤職員がいる館の割合	1,654	41.9%	1,997	46.4%	2,089	53.0%	2,161	53.9%	2,120	55.9%	
	非常勤職員総数		2,802人		3,732人		4,466人		5,185人		5,375人	
	内訳	副館長		100人		81人		140人		98人		159人
		学芸系職員	1,654	933人	1,997	1,131人	2,089	1,410人	2,161	1,364人	2,120	1,631人
		事務・管理系職員		1,104人		1,688人		1,838人		1,571人		2,574人
		学芸・事務管理系職員		665人		832人		1,078人		2,152人		1,011人
	1館当たりの非常勤職員数（館長を除く／平均）		1.69人		1.87人		2.14人		2.40人		2.54人	
	内訳	副館長	1,654	0.06人	1,997	0.04人	2,089	0.07人	2,161	0.05人	2,120	0.08人
		学芸系職員		0.56人		0.57人		0.67人		0.63人		0.77人
		事務・管理系職員		0.67人		0.85人		0.88人		0.73人		1.21人
学芸・事務管理系職員			0.40人		0.42人		0.52人		1.00人		0.48人	

注)「常勤職員」と「非常勤職員」の人数（総数及び平均）は、「常勤」と「非常勤」に分けて「副館長」「学芸系職員」「事務・管理系職員」「学芸・事務管理系職員（学芸系であると同時に事務・管理系でもある職員）」の人数を尋ねた質問において、いずれかの項目に1人以上の人数が記載されていた館の回答を有効として集計した。

○ 自館における課題として、「外国人向けの対応が不十分」「ICTを利用した新展示方法の未導入」「財政面の厳しい状況」「施設設備の老朽化」「職員不足」を挙げる館の割合が多い。財政面・人材面・施設面等、多角的な解決策が必要。

表 3-21-2 自館の問題点（館種別）「Q23-1」 (%)

館種別	総合 (N=129)	郷土 (N=248)	美術 (N=497)	歴史 (N=1,108)	自然史 (N=101)	理工 (N=102)	動物園 (N=41)	水族館 (N=44)	植物園 (N=34)	動水橋 (N=10)
1	外国人向けの対応が不十分 88.4	外国人向けの対応が不十分 90.3	外国人向けの対応が不十分 82.7	外国人向けの対応が不十分 84.3	外国人向けの対応が不十分 80.2	外国人向けの対応が不十分 84.3	財政面の厳しい状況 87.8	施設設備の老朽化 81.8	財政面の厳しい状況 76.5	外国人向けの対応が不十分 80.0
2	必要な資料整理が進まない 85.2	ICTを利用した新展示方法の未導入 89.1	ICTを利用した新展示方法の未導入 78.9	ICTを利用した新展示方法の未導入 81.0	財政面の厳しい状況 79.2	施設設備の老朽化 76.5	外国人向けの対応が不十分 87.6	外国人向けの対応が不十分 72.7	施設設備の老朽化 76.4	財政面の厳しい状況 80.0
3	ICTを利用した新展示方法の未導入 84.5	ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 86.7	財政面の厳しい状況 77.3	ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 79.0	資料・資料目録のデジタル化が不十分 79.2	職員不足 75.5	ICTを利用した新展示方法の未導入 83.0	財政面の厳しい状況 68.2	外国人向けの対応が不十分 73.5	ICTを利用した新展示方法の未導入 80.0
4	財政面の厳しい状況 84.5	財政面の厳しい状況 84.3	入館者の確保が不十分 76.1	財政面の厳しい状況 78.7	ICTを利用した新展示方法の未導入 78.3	財政面の厳しい状況 73.5	ミュージアムショップ等の充実が不十分 78.0	職員不足 68.2	職員不足 70.6	職員不足 80.0
5	施設設備の老朽化 83	資料・資料目録のデジタル化が不十分 83.5	ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 75.8	資料・資料目録のデジタル化が不十分 75.8	ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 78.2	ICTを利用した新展示方法の未導入 72.6	施設設備の老朽化 77.8	資料・資料目録のデジタル化が不十分 68.2	入館者の確保が不十分 68.7	施設設備の老朽化・高齢者・障害者対応が不十分 80

【出典】令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和2年9月 公益財団法人 日本博物館協会）

学芸員養成大学数の推移

<各年度4月1日時点>

	平成24年		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
	298 (※1)		302	302	304	301
新規	—	～	1	3	2	—
変更	—		35	42	31	—
廃止	—		1	1	5	—

※1 平成23年度中に新規の届出があった大学数

<留意事項>

- 新規、変更、廃止の数は当該年度に次年度からの体制について、届出があった数とする。
- 学生の募集は停止する場合でも在校生がいる場合は変更として算出している。

<参考 令和2年4月1日現在の大学内訳>

- 4年制大学 294校 (国立56 公立21 私立217)
- 短期大学 7大学 (部) (公立1 私立6)

学芸員養成課程開講大学／令和2年4月1日現在：301大学

〔4年制大学〕 294大学

（国立大学） 56

北海道大学 北海道教育大学 帯広畜産大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 群馬大学 埼玉大学
千葉大学 東京大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 一橋大学 横浜国立大学（●）
新潟大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 名古屋大学 愛知教育大学（●） 三重大学 京都大学
京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学
広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 愛媛大学 高知大学 九州大学 佐賀大学 熊本大学 宮崎大学 鹿児島大学 琉球大学

（公立大学） 21

札幌市立大学 秋田公立美術大学 群馬県立女子大学 高崎経済大学 東京都立大学 長岡造形大学 金沢美術工芸大学 都留文科大学
静岡文化芸術大学 愛知県立大学 愛知県立芸術大学 滋賀県立大学 京都市立芸術大学 京都府立大学 大阪市立大学 尾道市立大学
県立広島大学 広島市立大学 山口県立大学 北九州市立大学 沖縄県立芸術大学

（私立大学） 217

札幌大学 札幌学院大学 札幌国際大学 苫小牧駒澤大学 北翔大学 北海学園大学 弘前学院大学 盛岡大学 石巻専修大学 尚絅学院大学
東北学院大学 東北生活文化大学 東北福祉大学 宮城学院女子大学 東北芸術工科大学 いわき明星大学 茨城キリスト教大学 筑波学院大学
常磐大学 文星芸術大学 跡見学園女子大学 埼玉学園大学 十文字学園女子大学 尚美学園大学 駿河台大学 文教大学 江戸川大学
川村学園女子大学 城西国際大学 聖徳大学（※） 千葉科学大学 千葉経済大学 東京情報大学 東京成徳大学 和洋女子大学 青山学院大学
桜美林大学 大妻女子大学 学習院大学 学習院女子大学 北里大学 共立女子大学 国立音楽大学 慶応義塾大学 工学院大学 國學院大學
国際基督教大学 国土館大学 駒澤大学 駒沢女子大学 実践女子大学 淑徳大学 上智大学 昭和女子大学 女子美術大学 白梅学園大学
杉野服飾大学 成城大学 聖心女子大学 清泉女子大学 専修大学 大正大学 大東文化大学 玉川大学（※） 多摩美術大学 中央大学 帝京大学
帝京科学大学 帝京平成大学（※） 東海大学 東京家政大学 東京家政学院大学 東京工芸大学 東京女子大学 東京造形大学 東京都市大学
東京農業大学 東洋大学 二松學舎大学 日本大学 日本獣医生命科学大学 日本女子大学 文化学園大学 法政大学 武蔵大学 武蔵野音楽大学
武蔵野美術大学（※） 明治大学 明治学院大学 明星大学 目白大学 立教大学 立正大学 和光大学 早稲田大学 他

〔短期大学（部）〕 7大学

（公立短期大学） 1

山形県立米沢女子短期大学

（私立短期大学） 6

帯广大谷短期大学 郡山女子大学短期大学部 國學院大學栃木短期大学 大谷大学短期大学部 華頂短期大学 大阪青山短期大学

【注釈】（※）は通信課程設置大学、（●）は在学生のみ受講可能

調査【1】

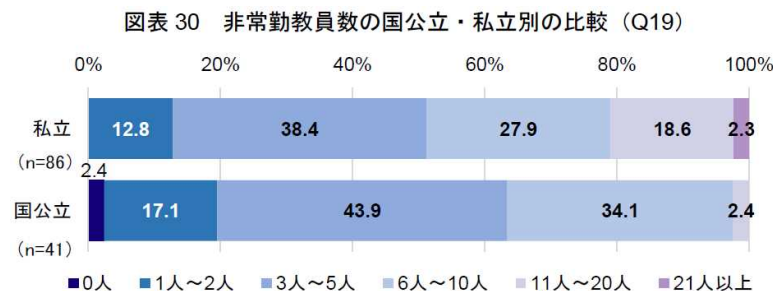
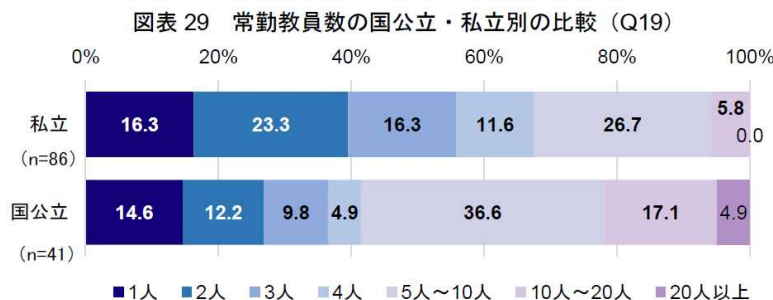
Webアンケート調査

- 調査対象：文化庁webサイト「学芸員養成課程開講大学一覧」のうち、課程廃止が確認されたものを除く299校
- 有効回答：127件（42%）※国公立41件、私立86件

養成課程に関わる職員数（常勤・非常勤）

常勤	n = 127	%, 人
全体	127	100.0
平均値		5.25

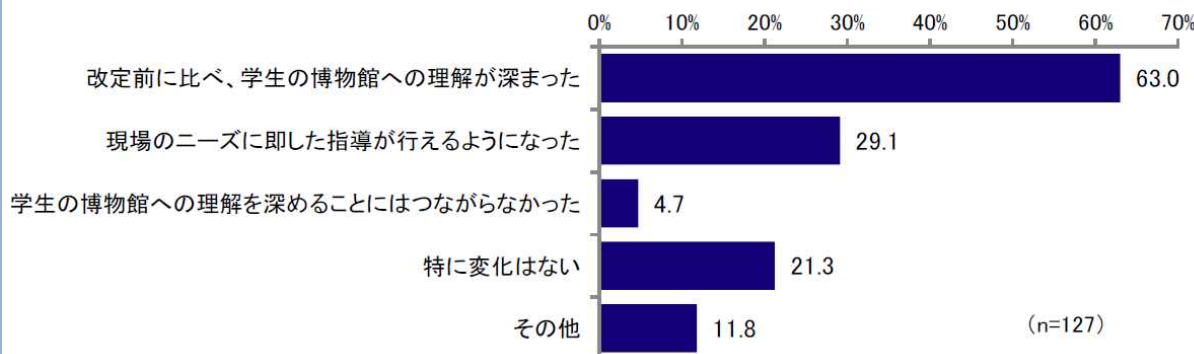
非常勤	n = 127	%, 人
全体	127	100.0
平均値		6.41



○養成課程に関わる教員数は、
常勤：平均5.25人
非常勤：平均6.41人

○私立の方が常勤教員が少なく、
非常勤教員が多い大学が多い

単位数増加の教育への影響（平成24年度から8科目12単位→9科目19単位に増加）

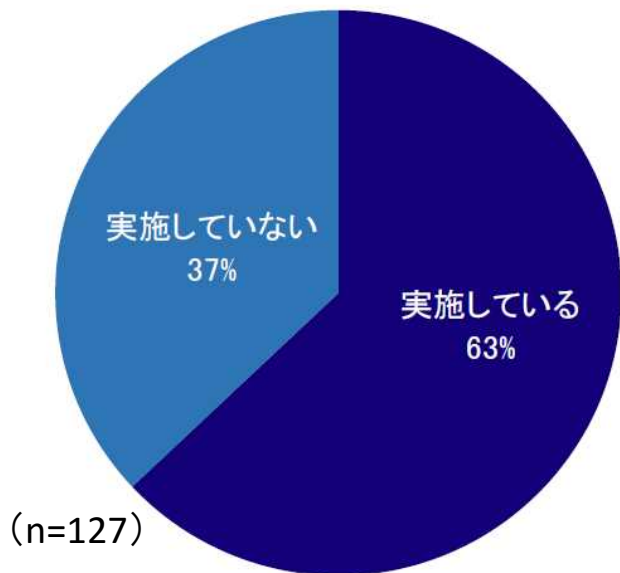


○「学生の博物館への理解が深まった」：
63.0%という改善効果を認識する回答が多数

○「現場のニーズに即した指導が行えるようになった」：
29.1%という回答が3割弱である一方、「特に変化はない」：
21.3%といった回答が2割強

養成課程における新規分野との連携

図表 18 新規分野との連携に関する取組 (Q12)



○約 6 割（63%）の大学が、博物館と観光やまちづくり、福祉分野等との連携について、学芸員養成課程における取組を実施

○具体的な取組内容は、講義での紹介が最多であるが、学外機関と連携し博物館実習に観光などのテーマを組み入れる、学外施設での実習や社会活動に取り組むなど、より踏み込んだ取組事例もあり

◆新規分野

博物館と観光やまちづくり、福祉等、これまでの博物館と関係性が強固ではなかった分野との連携。

<参考>文化芸術基本法（平成29年6月施行）【抄】

第二条 10 （前略）文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

分野	まちづくり・地域連携	観光	福祉	環境・自然	学校教育
回答数	40	17	8	3	1

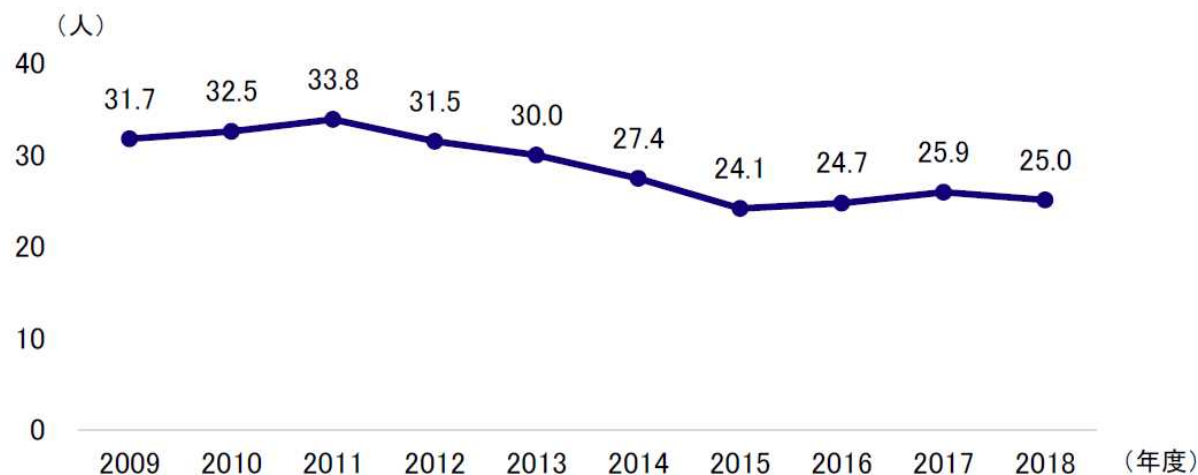
図表 19 新規分野との連携に関する取組の手法及び連携分野 (Q12 自由回答)

手法	講義での紹介	実習での紹介・体験	学外機関との連携	学生等による社会活動	学外関連施設での実習・体験など	学外関連施設見学	大学博物館との連携	詳細不明・未実施など
回答数	52	19	18	15	14	10	4	4

(n=80、カテゴリーは重複あり)

1 大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35 学芸員資格取得者数平均値 (Q15) (2009～2018 年度)



○直近10年 (2009 (H21) ~ 2018 (H30) 年度) における1大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012 (H24) 年度まで30人超

○その後2015 (H27) 年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

1 大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数 (2016～2018 年度)】



○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学1人に達しない

○同期間の1大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門

- 文化芸術の鑑賞活動の過去1年間の鑑賞率は67.3%。うち「美術」が23.6%、歴史系博物館が16.5%と上位。
- 美術館や博物館にもっと行きやすくなるには「入場料が安くなる」（48.1%）、「住んでいる地域やその近くに美術館・博物館ができる」（33.6%）、「展覧会の開催に関する情報が分かりやく提供される」（25.4%）となっており、経済的要因、交通の便に関わる要因や情報提供に関わる要因が上位に並ぶ。
- 地域の文化的環境の充実のためには、「文化施設の充実」（26.6%）、「文化芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実」（19.1%）も必要。

○過去1年に国民が文化芸術を直接鑑賞した経験の割合 (N=3000)

文化芸術を鑑賞したことがある人	67.3%
映画(アニメを除く)	36.2%
歴史的な建物や遺跡(建造物(社寺・城郭など)、遺跡、名勝地(庭園など)の文化財)	26.6%
美術(絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾など)	23.6%
ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など	18.5%
歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など	16.5%

○美術館・博物館に行きやすくなるための要因 (N=3000)

入場料が安くなる	48.1%
近隣に美術館・博物館ができる	33.6%
展覧会の開催に関する情報が分かりやく提供される	25.4%

○地域の文化的環境の充実のために必要な取組 (N=3000)

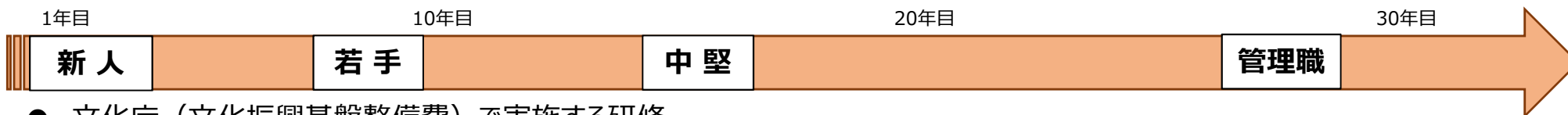
ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実	26.6%
子どもが文化芸術に親しむ機会の充実	26.2%
講演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実	20.7%
文化芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実	19.1%

- 博物館界全体の課題として、「国や自治体の博物館振興策が不十分」「市民、国民が博物館を支援する体制が不備」が7割を超える。「博物館の国際化の進展が不十分」「博物館以外との連携・協力が不十分」が6割を超える。博物館法や登録制度の改善・充実が課題として意識されている。
- また、自館における課題として、「外国人向けの対応」(84.5%)、「ICTを利用した新しい展示方法の未導入」(80.6%)、「財政面の厳しさ」(79%)、「施設設備の老朽化」(75.2%)、「職員数の不足」(73.2%)を挙げる館の割合が多い。財政面・人材面・施設整備面等、多角的な解決策が必要。

○博物館界の課題

質問項目	すごくあてはまる／ まあ当てはまるの合計
国や地方公共団体の博物館振興策が十分ではない。	72.7%
市民、国民が博物館を支援する体制ができていない。	70.9%
日本の博物館の国際化が進んでいない。	60.0%
日本の博物館界と博物館界以外の連携・協力が十分ではない。	64.5%
職員の能力開発が十分ではない。	62.1%
日本の博物館の国の指針・政策の方向性が明確に示されていない。	60.0%
* 前回の設問:日本の博物館の将来像が明確になっていない。	60.0%
博物館法等の法令が博物館の実情にあっていない。	59.0%
博物館登録制度が博物館の実情にあっていない。	57.8%
日本の博物館界における相互の連携・協力が十分ではない。	56.3%
博物館関係の各種協会・団体の活動が十分ではない。	54.0%
学芸員養成制度に問題がある。	52.6%

文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。
その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。



- 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

【博物館学芸員専門講座（3日間）】

学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

【博物館長研修（3日間）】

新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。

【学芸員等在外派遣研修（3か月～1年）】

学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。

【ミュージアム・マネジメント研修（3日間）】

事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。

【ミュージアム・エデュケーション研修（5日間）】

現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わることが出来る人材を育てる。

【全国博物館長会議】

日本博物館協会と文化庁の共催

※上記以外にも、文化庁及び関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます。

（参照）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf